

第1回市民・スポーツ文化局指定管理者審査選定委員会 会議録

- 1 日時 平成25年7月11日（木） 13時00分～16時10分
- 2 会場 議会棟2階第5委員会室
- 3 出席者 （委員）和田委員長、三ツ木委員、川島委員、近藤委員、牧野委員、中山委員
（所管課）市民総務課、スポーツ振興課
（事務局）市民総務課

4 議題と審査結果

選考方法等を以下のとおり決定した。

- (1) 大宮体育館について
 - ・指定管理者の選考方法等を審査した結果、所管課案のとおり候補者選定することで可とする。
- (2) 浦和駒場体育館・与野体育館・浦和西体育館・大宮武道館指定管理者について
 - ・指定管理者の選考方法等を審査した結果、所管課案のとおり候補者選定することで可とする。
- (3) 記念総合体育館について
 - ・指定管理者の選考方法等を審査した結果、所管課案のとおり候補者選定することで可とする。
- (4) 大宮ソニック市民ホールについて
 - ・指定管理者の選考方法等を審査した結果、所管課案のとおり候補者選定することで可とする。

5 議事要旨

指定管理者の選考方法等について

- (1) 大宮体育館について

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務内容について説明を受けた。その後、指定期間については、指定管理者の運営のノウハウを活用し一定の成果を得ていくため適切な期間として4年間とすること、併設している経済局労働政策課所管の勤労女性センターと

一体的な管理をすることで利用者の利便性が向上し、また、施設を効果的・効率的に管理運営することが期待できるため、同一の指定管理者とすることの説明を受けた。

また、選考方法については、民間事業者等の能力やノウハウを活用し、競争により、より効果的・効率的な施設の運営が期待できるとして「公募」とする旨の説明を受けた。

【質疑等】

Q 指定管理者としてどんな団体が応募してくるのか。

A 体育館で言えば、ビルの維持管理を行っている企業と、イベントを企画している企業がジョイントして応募してくることが想定される。また、NPO法人もあり得る。

Q 施設の耐震化にかかる経費は市、指定管理者のどちらが負担するのか。またトイレの修繕はどうなのか。

A 施設の耐震化については、市で負担します。トイレなどの修繕については、修繕に要する額で変わる。基本的には250万円を超える場合は市となる。

Q 選考基準はすべての施設で同じなのか。

A 選考基準は同じ。ただし施設の規模で人員配置が異なるなど、仕様書はそれぞれ異なる。

Q 修繕の要望に対する提案内容を評価する項目は。

A 「サービス向上に向けた取組み」の項目で評価することになる

Q 応募団体の財務状況と比較するため、現在の指定管理者の財務状況を事前に見たいのだが可能なのか。

A 財務書類チェックの時にお渡しできると思う。

Q 利用者からの意見をどうやって取り入れているのか。

A アンケートなどで利用者からの意見を聞いている。利用者からの声とその対応について、館の入り口に掲示したり、指定管理者が作成したホームページで公表している施設もある。

Q 指定管理期間を4年とした理由は。また、応募団体の実績が4年必要な理由は。

A この施設については、経済局の勤労女性センターとの一体管理を考えており、その所管が4年にしたいとのことであったので、それに合わせた。

また、実績の年数については、実績年数を設けると応募団体が少なくなるという危惧はあるが、施設の特異性を加味して、仮に新たな指定管理者となった場合でもスムーズ

な運営をするためには最低でも4年の実績は必要と判断した。

【結果】

所管課の意見に対する異論はなかったため、所管課の案のとおり承認することに決定した。

(2) 浦和駒場体育館・与野体育館・浦和西体育館・大宮武道館について

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務内容について説明を受けた。その後、指定期間については、指定管理者の運営のノウハウを活用し一定の成果を得ていくため適切な期間として4年間とする旨の説明を受けた。

また、選考方法については、民間事業者等の能力やノウハウを活用し、競争により、より効果的・効率的な施設の運営が期待できるとして「公募」とする旨の説明を受けた。

【質疑等】

Q 各体育館の駐車場料金は市の収入になっているのか。

A 記念総合体育館以外、駐車料金は徴収していない。また、記念総合体育館の利用者はプラザウエストの駐車場を使っており、その駐車代はプラザウエストを所管している文化振興課の収入となっている。

Q 現在の指定管理者は。

A 浦和駒場体育館は(株)埼玉シミズ・浦和スポーツクラブの共同企業体。大宮体育館は(株)日産クリエイティブサービス。与野体育館は住友不動産建物サービス(株)・住友不動産エスフォルタ(株)共同企業体。浦和西体育館は(株)埼玉シミズ・(株)浦和レッズ・レッズランド共同企業体。大宮武道館は毎日興業(株)・特定非営利活動法人さいたまスポーツクラブ共同企業体。記念総合体育館は(株)クリーン工房。

Q 施設管理の他にレクリエーションの企画等もやっているのか。

A 企画から運営まですべて指定管理者がやっており、イベントやスポーツ教室等を積極的にやっている指定管理者もいる。

Q 自主事業の収入についても指定管理料の積算に入れているのか。

A 積算に入れている。

Q 選定の基準の中で、指定管理料の提案額に対する配点は大きくはないか。

A 指定管理料の提案額に対する配点は全体の1割程度を考えており、安全な施設管理や自主事業に関する項目等もあるため、指定管理料の提案額だけで業者決定がなされないように、総合的な評価がされる配点としている。

Q 市内の体育館は自主事業ができないほど稼働率が高いことや、体育の団体に所属していない人はほとんど利用できない現状等を考慮すると、業者の評価にもほとんど差がつかないのではないか。

A 応募者の特徴を出した柔軟な発想による提案を期待している。

Q 募集要項に選考基準を掲載するのか。

A 掲載する。応募団体は選考基準や配点がわかっている状態で応募し、プレゼンテーションに臨むことになる。

【結果】

所管課の意見に対する異論はなかったため、所管課の案のとおり承認することに決定した。

(3) 記念総合体育館について

所管課から施設の概要、指定管理者の業務内容、館の規模の違いによる他体育館との違い等について説明を受けた。その後、指定期間については、指定管理者の運営のノウハウを活用し一定の成果を得ていくため適切な期間として4年間とする旨の説明を受けた。

また、選考方法については、民間事業者等の能力やノウハウを活用し、競争により、より効果的・効率的な施設の運営が期待できるとして「公募」とする旨の説明を受けた。

【質疑等】

Q 評価する上で他の体育館との違いはあるか。

A 温水プールがあるということ、大きな大会が開催される機会も多いことなどが挙げられる。

Q 選定基準は他の体育館と変わらないか。

A 基本的には同じだが、規模の大きい施設なので、人員配置や安全な管理への配慮といった項目の配点を高くしている。

Q 券売機入退場システムを委託する業者が変わることはないのか。

A 変わる可能性はあるが、現在は公共施設予約システムと連動しているため、他の業者にお問い合わせでもすぐに利用できる状態にはならないと思われる。

【結果】

所管課の意見に対する異論はなかったため、所管課の案のとおり承認することに決定した。

(4) 大宮ソニック市民ホールについて

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務内容について説明を受けた。その後、選考方法については、大宮ソニックシティ全体を一体的に管理運営することが効率的かつ効果的であることから、埼玉県のホテル等の指定管理者と同一であることが望ましいため「非公募」とする旨の説明を受けた。

また、指定期間については、埼玉県のホテル等と一体的に利用することで、利用者の利便性の向上が図れ、かつ、市民ホールの設置目的をより高く達成することが見込めるため、埼玉県と同一の5年間とする旨の説明を受けた。

【質疑等】

Q 申請要項等に出てくる納付金というのは、他の施設で言う指定管理料のことか。

A 一般的な指定管理者制度を導入している施設は指定管理料を市が支払い、指定管理者の収入となる利用料金と併せて管理運営に要する経費として支出しているが、大宮ソニック市民ホールについては施設の稼働率が高く利用料金の収入が大きいため、管理運営にかかる経費を除いた黒字分を市に納付してもらうかたちになっている。

Q 積算では全く利益がでないとなっているが、指定管理者に利益があってはいけないのか。

A あくまでも積算ですので、指定管理者がさらに努力をして利益を上げることは問題ありません。

Q 非公募ということで、埼玉県が所有している部分の管理と同じ団体になると思うが、承認の議決を得るタイミングに違いはあるのか。

A 市では議案を提出するのは11月下旬で県より早いと思うが、議決は県、市どちらも12月下旬になると思う。

Q 開設以来ずっと同じ会社がやっているのか。

A 昭和63年の開設以来ずっと同じ会社がやっている。日本生命、埼玉県、さいたま市などで共同出資をして大宮ソニックシティを管理させるために設立された。なお、この施設は平成18年度から指定管理者制度を導入しているが、現在の期間を含めて非公募で選定されている。

Q 県の納付金はどの程度なのか。

A 県は指定管理料を支払ってもいないし、県へ納付もしていないとのこと。

Q 公募をして、よりよい管理者が見つかる可能性はないのか。

A 現在の指定管理者は大宮ソニックシティの5階に事務所を構えており、4階の市民ホ

ールがすぐ近くにあるため素早い対応が取れているが、別の指定管理者が入った場合には新たに事務所を構える必要があり、賃借料がかなりかかるため収支の面でかなり不利になる。また、県の施設との一体的な利用をしてもらうことで柔軟な対応ができ、各施設の高い稼働率も確保できているため、埼玉県と別の指定管理者になると、そういったメリットが損なわれる恐れがある。

Q 納付金が増減することはあるのか。

A 積算額はあくまでも納付金の下限額なので、当初の積算よりも大幅な黒字が出た場合には、年度協定の変更を行うことで納付金を増額することはあり得る。また、市側の都合で休館せざるを得なくなった場合等については、減額したことがある。

Q 市民会館がなくなるという話があるが、その分の利用者を市民ホールが受け入れることは可能か。

A 市民ホールは舞台等があるホールではなく大きな会議室のような施設なので市民会館とは利用形態が異なる。市民ホールは市民会館に比べて利用料金が高いということもあり、市民会館の利用者が流れてくることは考えにくい。

【結果】

所管課の意見に対する異論はなかったため、所管課の案のとおり承認することに決定した。

以上